

最高裁判所第三小法廷

裁判官 戸 倉 三 郎 殿

裁判官 林 景 一 殿

裁判官 宮 崎 裕 子 殿

裁判官 宇 賀 克 也 殿

裁判官 林 道 晴 殿

福島原発避難者訴訟第1陣に公正な判決を求めます

2020年3月12日、福島第一原発事故により強制的に避難を余儀なくされた住民216名が原告となって東京電力に対し賠償を求める訴訟について、仙台高裁が判決を言い渡しました（仙台高等裁判所平成30年（ネ）第164号福島原発避難者損害賠償請求事件）。

判決は、東電が津波による全電源設備を喪失する可能性を認識していながら、具体的な対策をしていなかったことを認め、このような東電の対応の不十分さについて原告ら被害者にとって「痛恨の極み」としたうえで、避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料だけでは評価し尽くされない損害を故郷喪失・変容慰謝料として算定することを認める判断でした。

原告ら被害者が、東電が引き起こした原発事故により、突然避難を余儀なくされ、先の見えない避難を強いられ、もとの故郷を奪われ、帰還できたとしても故郷が大きく変容させられたことに対して、仙台高裁判決は、極めて真っ当な評価をし、将来の希望を抱くに十分な判決でした。

ところが東京電力はこの仙台高裁判決を不服として最高裁に上告し、中間指針のみに基づく賠償さえあれば、賠償として十分であり問題は終わっているという内容を貴裁判所に対して力説しています（御庁令和2年（オ）第901号、令和2年（受）第1132号）。

原発事故被害者のいまだ終わらない被害回復を十分に行うには、中間指針の賠償は十分どころか、仙台高裁判決の内容をもってしてもいまだ足りるものではありません。

については、東京電力の上告と上告受理申立を認めず、むしろ原告側の付帯上告受理申立を認め、被害者の救済を行うのに十分な公正な判決を行うよう、ここに求める次第です。

氏 名	住 所

【連絡先】 〒110-0015東京都台東区東上野3丁目28-4東上野スカイハイツ504号

福島原発被害弁護団・東京本部 TEL03-5812-4671 FAX03-5812-4679

【署名の締め切り】 2021年7月末日とします。